

淀川水系流域委員会
第24回猪名川川部会 (H16. 12. 3)
資料 1—2

河川整備計画基礎案に係る事業進捗等について
の委員からの意見

計画

【河川整備計画策定・推進】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5. 1. 2	河川レンジャー	淀川水系

●基礎原案（具体的な整備内容）

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。

＜基礎原案への意見＞

「河川レンジャー（仮称）」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。

提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー（仮称）」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。

「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。

「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター（仮称）」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議（仮称）」の設置を検討することが望まれる。

「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5. 1. 2	河川レンジャー	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容）

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。

また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（本多委員）

猪名川河川レンジャーの準備会設置においては、河川管理者は河川整備計画基礎案における住民との連携、意見聴取などの項目を洗い出し河川管理者が河川レンジャーに求める役割・項目を明らかにした上で仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求めること。また準備会

の役割を明確にすること。

- ①「改善が必要な事項」 検討に提言の趣旨との関連性が貫かれるよう準備会のメンバーに、淀川水系流域委員会住民参加部会の委員を加えること。

環境

【河川環境】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-14 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。 ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・環境委員会(仮称)の設置 検討範囲延長: 約 200m			
<基礎原案への意見> 横断方向の河川形状の修復(下河原地区)は、積極的に検討する必要がある。 住民参加のワークショップを開催し、河川整備に住民や住民団体等の意見を聴取・反映しようとする姿勢は評価される。 横断方向の河川形状の修復ばかりでなく、修復された河川環境を活用した環境教育・自然体験のプログラムも地域住民の参加と協働のもとに同時に推進することが重要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-16 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川
●基礎案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 猪名川 下河原地区 (試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討) ●検討内容 ・住民参画のワークショップ (ワンド環境の向上、野草園のエコアップ活動等) ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 検討範囲 延長: 約 200m			
<基礎案への意見> <猪名川部会> (松本委員) 市民参加による、ワンドの整備は住民自身によるモニタリングと平行して進められており、試行錯誤を繰り返しながらの新しい取り組みとして評価出来るのではないかと。河川敷内における自然の営力と人為との相互作用を見る実験的な場所として、また猪名川流域における住民参加による取り組みのモデルケースとして位置付けられる。①「改善が必要な事項」・参加者に猪名川流域全体の、河川整備計画方針をもっと理解してもらう必要がある。・参加した市民の多数決により、河川整備計画と違う方向の取り組みにならないようにしなければならない。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-15 (下河原地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂)	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する。			

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・水辺環境を再生するための横断形状の検討
- ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の回復の予測
- ・環境委員会（仮称）の設置

検討範囲延長：約 800m

＜基礎原案への意見＞

横断方向の河川形状の修復（下加茂）は、積極的な検討が必要である。

水制工による整備は、「川が川をつくる」という趣旨に沿っており、高く評価したい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-15 (下河原地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復方法等の検討 について（下加茂地区）	猪名川

●基礎案（具体的な整備内容）

横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。

猪名川 下加茂地区（試験施工及びモニタリング結果を踏まえた形状変更の検討）

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・水辺環境を再生するための横断形状の検討
- ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の回復の予測
- ・猪名川自然環境委員会の指導・助言

検討範囲延長：約 800m

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（松本委員）

全般的には望ましいと考える。 高水敷の切り下げは治水対策上も、河道内での洪水対応能力を高めるので、速やかにその方向で進めていただきたい。 また、冠水と乾燥を繰り返す（一次水域の出来やすい）場所は、魚類の産卵場所、稚魚の成長場所として大切であり、生態系へ好ましい影響をもたらすと考えられる。 ①「改善が必要事項」人為的に河道内に作られた水路は、洪水等により破壊され流れが変化するので、修復のためのコストが発生することになる。 高水敷を切り下げ自然の営力により、刻々と変化する水溜まりや水路の形成に任せることを原則とすべきである。その変化こそが、河川における自然学習の大切な部分である。 ②「追加が必要な事項」例えば、せせらぎ水路付近の砂が堆積してた場所には、猪名川流域では希少なスジシマドジョウが生息している。現時点で育まれている生態系を十分モニタリングした上で計画を進めていただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-23	5. 2. 1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎原案（具体的な整備内容） 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・環境委員会（仮称）の設置 【施設管理者】 ・各井堰水利組合との調整			
<基礎原案への意見> 縦断方向の河川形状の修復（魚類の遡上・降下）（猪名川）は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから、早急に実施に移す必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-24	5. 2. 1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	猪名川
●基礎案（具体的な整備内容） 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。 猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固 ●検討内容 ・現地調査・既存資料による環境把握 ・モニタリング方法の検討 ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討 ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討 ・改修後の河川環境の予測 ・猪名川自然環境委員会の指導・助言 【施設管理者】 ・各井堰水利組合との調整			
<基礎案への意見> <猪名川部会> （畚野委員） 個別に検討し、「猪名川自然環境委員会」で指導、助言をいただき、随時実施とされているが、対象とする魚類の生態を十分調査・検討し、効果的な各堰・合流点の着手順位を考及いただきたい。 魚類の遡上と降下、それぞれに対して適した構造物を設置する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-45	5. 2. 5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム

●基礎原案(具体的な整備内容)

河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

土砂移動の連続性の確保

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

●調査内容

- ・土砂移動の連続性の阻害がもたらす影響の検討
- ・下流への土砂供給の検討
- ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討

<基礎原案への意見>

土砂移動の障害を軽減するための方策の検討は、土砂移動の連続性の確保を基本として検討を進める必要がある。

「総合土砂管理方策の検討」を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。とくに、ダム内の堆積土砂除去作業時の濁水対策、生物の生息環境を破壊しないダム土砂排除方法についての検討が必要である。

土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。検討にあたっては、河川全体の土砂収支を重視し、具体的方策、費用、期待される効果などを明らかにする必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム

●基礎案(具体的な整備内容)

河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

土砂移動の連続性の確保

- (1) 瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム、
- (2) 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

●調査内容

- ・土砂移動の連続性の阻害がもたらす影響の検討
- ・下流への土砂供給の検討
- ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

(池淵委員)

ダム堆砂をわずかではあるが排出するとともに、その土砂を下流に投入し、ダム放流量などで移動させる土砂の下流還元方法であり評価できるが、下流河川への影響、環境回復効果をどのようにモニタリングするか考えておく必要がある。その際、土砂投入量とその粒径分布特性、放流規模とそれにとまなう土砂の移動過程および影響・効果範囲などまだまだ試行実験がともなってくるのでは、猪名川自然環境委員会でフォローを。

(巻野委員)

整備シートの第1項の、具体的な整備内容の項で、総合土砂管理と共に「土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図ると謳われているが、今後重要な検討課題として、是非実現に努力していただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-54	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	淀川

●基礎原案(具体的な整備内容)

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

●検討内容

- ・干潟の保全・創出の検討
- ・ヨシ原の保全・創出の検討
- ・対象エリアの環境調査(魚介・鳥・植物等)
- ・保全対策後の生物環境回復の予測

面積：約 7.5ha

＜基礎原案への意見＞

生息・生育環境の保全と再生（中津地区）は、検討するべきである。

整備内容シートに記載されているように、大淀地区、海老江地区との連続性をはかることは重要であり、全域に幅広い干潟をつくりだすことを検討する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-58	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（中津地区）	淀川

●基礎案(具体的な整備内容)

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

●検討内容

- ・干潟の保全・創出の検討
- ・ヨシ原の保全・創出の検討
- ・対象エリアの環境調査(魚介・鳥・植物等)
- ・保全対策後の生物環境回復の予測

面積：約 7.5ha

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（矢野委員）

① 河川工事等に伴う土砂の流出による、河床への土砂の堆積による環境への影響とその防止等については、すでに整備計画原案にも記載されている。しかし、その他流域の農地の圃場整備工事、建設残土等の産業廃棄物の不法投棄等によっても河川に土砂が流入し堆積し、一次生産者である河床に生育する藻類等の生育を妨げ、食物連鎖反応系を破壊し、その消費者である水性昆虫、貝類および魚類の生育に大きな影響を与える事例も多くみられており、今後は河川管理者、流域自治体、本流域委員会で設置が検討されている「河川レンジャーや地域のNPO等が監視し適切な対策を講じていく必要がある。

② 河川環境については猪名川水系では自然環境委員会が設立され、すでに3回の協議がなされており、今後の検討の中で多くの問題点を明確にされていくものと考えられるが、治水等のため、止むを得ず人工的に河川に河川敷や河床での工事を実施する場合は構築物による環境破壊を最小限にし、如何に自然になじませるかを留意する必要がある。また、人工的に洲、瀬やワンド等を構築する場合には河床への影響も考慮し、あくまで人が自然に手を貸し、手助けし、自然環境の調和と持続を図る必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-55	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（高田地区）	藻川

●基礎原案(具体的な整備内容)

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・汽水域を保全・再生するための方策の検討
- ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討

- ・改善後の河川環境の保全・再生の予測
- ・環境委員会（仮称）の設置

検討範囲延長：約 1,000m

＜基礎原案への意見＞

生息・生育環境の保全と再生（高田地区）は、検討および実施すべきである。

追加検討が必要な項目、早期実施が必要な項目として下記が考えられ、検討する必要がある。（環境-55～57）

追加検討項目：

- ・事業終了（再生）後の継続的な利用方法、運用方法
（例：地元住民の参加と協働による環境教育の実施）
- ・人為的な攪乱の検討（ダムの放流操作に加え、河川形状の検討等）
- ・神田（こうだ）地区を同様な事業の対象地として検討すること

早期実施項目：

- ・外来種対策の実施（植物以外の魚類、昆虫類も含めて）

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-59	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（高田地区）	藻川

●基礎案（具体的な整備内容）

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。
藻川（猪名川） 高田地区

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・汽水域を保全・再生するための方策の検討
- ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討
- ・改善後の河川環境の保全・再生の予測
- ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討
- ・猪名川自然環境委員会の指導・助言

検討範囲延長：約 1,000m

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（矢野委員）

① 外来種による在来種の放逐は琵琶湖・淀川水系のみならず全国の湖沼・貯水池や河川等で見られており、特にオオクチバスやブルーギル等作為的に移入されたもの、グッピーなどベット等として飼育されていたものが流出し生態系を攪乱している事例が多く捕獲作戦を実施しているが、その効果については厳しいものがある。また希少種となったメダカやイタセンパラ等を乱獲するマニヤや業者等もあり、これらについては日本本来の自然環境の立場からも啓蒙をし続け、場合によっては条例等による取り締まりも必要となる。一方、人、物が世界的規模で流動する現在においてこれらをシャットアウトしていくことは非常に難しいのが実情である。また、今後懸念される地球温暖化等の気候変化により、生態系も徐々に変化していくことも考慮に入れていく必要もあるのと考えられる。なお、河川等の自然環境の保護には固有種の自助的な生き残りに人が如何に手を貸し、関与していくことができるかその方法の検索も必要である。何れにせよ在来種の保護の観点から、地域の河川生態系にくわしい地元のNPO等と連絡を密にし、常に監視を続けていく必要がある。

② 在来の固有種や外来種の生息地での産卵、摂食方法等の生態についての詳細な調査を行い、その生態系を利用し、在来種の増殖への手助けや外来種の撲滅に向けた取り組みも必要と考えられる。

(服部委員)

① 生育・生息環境の保全と再生の検討ということで、高田地区、東園田地区、北河原地区の河川整備の方針が出されている。これらの場所は自然性の低い猪名川の・藻川の中において良好な自然環境・景観が残っている場所である（これらの場所でしか確認されていない生物が多く含まれている カワラナデシコ、シルビアシジミ、クロベンケイガニ、まとまった面積のオギ群落、ウキヤガラマコモ群集、クサヨシーセリ群集など）。これらの場所を保全することは、猪名川の生物多様性を守ることからも評価できる。

② 事業対象の3地点がすでに設定されているが、ヒメボタルの新産地が発見され、台風による出水後の環境変化も見られること、外来種の侵入、繁茂が激しく自然性が著しく低下している場所もみられることから対象地点の設定を再検討する必要がある。また各事業地において目標とすべき自然を明確にして、保全・再生の事業を進める必要がある。

③ 最新の河川水辺の国勢調査結果などをもとに、猪名川・藻川の自然環境や生物資源の特性を解析し、その上で良好な自然が残る保全すべき場所、自然性が低下し再生すべき場所などを抽出する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-56	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（東園田地区）	藻川

●基礎原案(具体的な整備内容)

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・汽水域を保全・再生するための方策の検討
- ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討
- ・改善後の河川環境の保全・再生の予測
- ・環境委員会（仮称）の設置

検討範囲延長：約600m

<基礎原案への意見>

生息・生育環境の保全と再生（東園田地区）は、検討および実施するべきである。

環境-55に同じ

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-60	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討（東園田地区）	藻川

●基礎案（具体的な整備内容）

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

藻川（猪名川）東園田地区

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・汽水域を保全・再生するための方策の検討

- ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討
- ・改善後の河川環境の保全・再生の予測
- ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討
- ・猪名川自然環境委員会の指導・助言

検討範囲延長：約 600m

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

(矢野委員)

環境-59 と同意見

(服部委員)

環境-59 と同意見

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-57	5. 2. 6	生息・生育環境の保全と再生の検討（北河原地区）	猪名川

●基礎原案（具体的な整備内容）

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・砂礫河原を保全・再生するための方策の検討
- ・住民や住民団体等の意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の保全・再生の予測
- ・環境委員会（仮称）の設置

検討範囲延長：約 800m

<基礎原案への意見>

生息・生育環境の保全と再生（北河原地区）は、検討および実施するべきである。

環境-55 に同じ

また、エノキなどを残し、外来種のニセアカシアを伐採するなどの検討が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-61	5. 2. 6	生息・生育環境の保全と再生の検討（北河原地区）	猪名川

●基礎案（具体的な整備内容）

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討する。

猪名川 北河原地区

●検討内容

- ・現地調査・既存資料による環境把握
- ・モニタリング方法の検討
- ・保全地区及び再生地区の選定
- ・砂礫河原を保全・再生するための方策の検討
- ・住民・住民団体の意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の保全・再生の予測
- ・再生後の継続的な利用方法、運用方法の検討
- ・猪名川自然環境委員会の指導・助言

検討範囲 延長：約 800m

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（服部委員）

環境-59 と同意見

（松本委員）

①「改善が必要な事項」具体的な事業の内容が不明である。猪名川自然環境委員会の示唆を待つまでに現時点で考える対策方法（案）が示されても良いのではないかな。

②「追加が必要な事項」この地区で唯一確認されている貴重な動食物が何かを明記し、その存続を可能とする環境を示しておくべきである。

（矢野委員）

① 河川構造物は環境を破壊せぬように自然にマッチしたものとすべきであるが、治水等の面から必要な施設は調和を図りつつ構築していくものとする。一方、猪名川でも現在堤外の河道内で多くの樹木が繁茂している状況が見られ、洪水時に流下物等が引掛かり、場合によっては樹木が流出し、橋脚等で流れを堰き止め、越堤の現象を誘因したり、河道内の構築物への機能の障害や根張りによる侵食等も起こす可能性もある。また、河川敷の景観も損なわれ、本来の有する速やかに水を流下させる機能を奪うことのないよう、治水対策のためにも管理上必要に応じて伐採等を実施する必要がある。河道内樹木伐採の後の景観等については予め地域の住民と協議を実施し、どのような河川とするか検討を進めていく必要があり、自然環境委員会でも十分に協議されることが望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-58	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-

●基礎原案（具体的な整備内容）

生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関等と連携する。

●検討内容

- ・モニタリング方法の検討
- ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討
- ・住民意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の予測
- ・関係機関との連携

＜基礎原案への意見＞

支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携することは、概ね適切である。

事業の検討にあたっては下記事項に努めるべきである。

- ・農業用水路などについては農水省や自治体の関係部局と調整すること
- ・住民の利便性と環境保護とが相反する事業については、可能な限り住民意見を反映すること
- ・検討結果は公開すること

なお、事業実施の場所の選定については、流域全体の連続性を考慮し事業効果の高い場所を選定すべきである。例えば、猪名川については、川西市文化会館周辺が非常に良好な水辺の自然景観を呈しており、構造改善の対象として検討が望ましい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-62	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-

●基礎案（具体的な整備内容）

生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることから、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関等と連携する。

●検討内容

- ・モニタリング方法の検討
- ・縦断方向の連続性を確保する構造の検討
- ・住民意見の反映方法の検討
- ・改修後の河川環境の予測
- ・関係機関との連携

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

（松本委員）

この部分を事業として取り上げた点は評価したいが、具体性に欠けており、どの場所でどのような改善事業を検討するかが不明である。「改善が必要な事項」各流域、地区ごとにどの地区でどのような問題が生じたかを踏まえて（人為的形状変化によって消滅した魚種等）どの場所に、課題に掲げた問題があるかをもう少し具体的に示す必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-59	5.2.6	外来種対策の推進	淀川

●基礎原案（具体的な整備内容）

関係機関等と連携を行い、対策を推進する。

●実施内容

- ・淀川城北わんどイタセンバラ協議会
 - ・普及啓発運動の実施
 - ・関係機関との連携の実施
- ・近畿地方イタセンバラ保護増殖事業機構連絡会議
 - ・連絡会議の定期運営

<基礎原案への意見>

外来種対策の推進および駆除方法を含めた検討は、早期に行うべきである。

事業の推進にあたっては、下記事項に配慮する必要がある。

- ・法制化して淀川流域全体で外来魚の放流を禁止するなどの規制方法
- ・生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種の区別

また、駆除方法の検討にあたっては、河川管理者が主体的、主導的に行うことを期待する。この問題は長期的な検討が必要であるが、4年程度で中間評価し、それを公表するべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-64	5.2.6	外来種対策の推進	猪名川

●基礎案（具体的な整備内容）

外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。

●検討内容

- ・外来種の生息・生育範囲の実態把握
- ・駆除の対象を選定及び駆除方法の検討・試行
- ・猪名川自然環境委員会の指導・助言

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

（服部委員）

- ① 外来種（植物）率日本一の猪名川として外来種対策は特に重要である。アレチウリ対策として発芽状

況の調査や市民参画による除去作業等は評価できる。

② ニセアカシア、トウネズミモチなどの外来樹木については現在調査中と考えられるが、猪名川自然環境委員会の助言（外来種対策については速やかに実行する）も得ていることから早期に伐採・除去する必要がある。特にトウネズミモチは果実をつけていることから放置することによってさらに果実が散布されることになり、分布が拡大するので早期に伐採が望まれる。③台風 23 号による出水によってトウネズミモチ等の外来種もかなり生育の被害を受けている。出水による外来種の生育抑制も考えられるので、11月中旬までに外来種の生育状況調査が必要である。

治水

【治水・防災】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1）から3）の項目について検討・実施する。 ●検討・実施内容 1）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） 2）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） 3）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜基礎原案への意見＞ 早急に「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。 事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。 ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。 ・上記協議会を設置し、防災機関（組織）と住民（個人）の連携の強化をはかる。 ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。 ・情報公開 ・既存組織との連携			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1）から3）の項目について検討・実施する。 ・検討・実施内容 1）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） 2）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） 3）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜基礎案への意見＞ [＜基礎案への意見＞ ＜猪名川部会＞ （細川委員） 「猪名川流域総合治水対策協議会」に「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの、河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていない。新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留保水機能、貯留機能強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗状況に期待する。また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。 （本多委員） また、流域住民の理解と協力、協働・連携をすすめる活動推進を追加すること。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2	5.3.1	自分で守る（情報伝達、避難体制整備）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 下記の項目について検討・実施する。 ①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供 ④浸水実績表示 ⑤浸水想定表示 ⑥避難誘導等体制の整備 ⑦避難訓練等 ⑧情報伝達体制等の基盤整備			
<基礎原案への意見> 早急に「自分で守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。 「自分で守る」は、住民の責任と義務を明確にした点で意義が大きい。早期に検討し実施することが求められる。ただし、住民が災害時に適切な行動をとれるためには、とくに下記事項に配慮することが必要である。 ・平常時からの判断力を高める効果的な訓練 ・住民の判断のための適切な情報（質と量）の迅速な提供 ・一方向でなく、住民からの情報をも収集する双方向的なシステムの構築 ・都市計画部局や建設部局に加え市民関係部局の積極的関与 ・画一的でない地域の特性を反映したハザードマップの作成			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2	5.3.1	自分で守る（情報伝達、避難体制整備）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 下記の項目について検討・実施する。 ①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集 ④浸水実績表示 ⑤浸水想定表示 ⑥避難誘導等体制の整備 ⑦避難訓練等 ⑧情報伝達体制等の基盤整備			
<基礎案への意見> <猪名川部会> （本多委員） 検討内容が情報にかかわることや啓発に重点がおかれているが、住民との協働、連携について自分で守る活動および啓発を取り組むこと。また河川レンジャーの活動として、検討することも加えること。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3	5.3.1	みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用）	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） ①水防活動への支援方策 ②防災機関との連携 ○水防警報・洪水予報 ③広域防災施設整備対策 ○防災ステーション			

- ④災害対策用車両の搬入路等の整備
- ⑤非常用資器材の備蓄
 - 洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対応が可能なよう非常用資器材を備蓄
 - 桜づつみモデル事業
- ⑥排水機場運用の検討

<基礎原案への意見>

早急に「みんなで守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。

「みんなで守る」は「防災機関（組織）が主役」となるものであり、整備内容シートに示された施策はいずれも概ね適切であるが、災害時の活動をより効果的にするには下記事項に配慮することが必要である。

- ・水防団、水防予警報、防災ステーションの積極的活用
- ・自主防災組織のような住民側の活動の位置付け
- ・既存水防団の再編、強化

なお、「桜づつみモデル事業」については、「水防活動用の土砂の備蓄」と「河川環境整備」のいずれを主体と見るかによるが、「みんなで守る」の表題には相応しくない。備蓄された土砂を利用して「河川環境整備」をするのが主体であれば、事業に対する住民の共感を得られない恐れがある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3	5.3.1	みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用）	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容）

- ①水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する
- ②地域の住民が自発的に、水防活動、救出・救護、集団避難、給水・給食、避難訓練、住民の所在確認などの防災活動を行う自主防災組織の活性化を支援する
- ③防災機関との連携
 - 水防団、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して水防訓練を実施する
 - 水防警報・洪水予報
- ④広域防災施設整備対策
 - 防災ステーションの整備
- ⑤災害対策用車両の搬入路等の整備
- ⑥非常用資器材の備蓄
 - 洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対応が可能なよう非常用資器材を備蓄
 - 桜づつみモデル事業
- ⑦排水機場運用の検討
 - 洪水時の排水機場からの排水については、運転停止も含めた調全体制を検討する。猪名川においては、運転調整を検討するための「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡協議会」準備会を開催している

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

（細川委員）

①「みんなで守る」は水防活動が主な課題であるが、既存の組織に頼らず住民の自主的な防災活動を促すことに力を入れるべきである。来るべき超高齢化社会に向け、自治体、福祉事業者医療関係者などとも情報の共有、連携を進めるべきである。②排水機場の運用について猪名川流域総合治水協議会において「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡に係る専門部会」の設立を決議したことは評価できる。ポンプ排水調整による影響は決して軽微ではなく、越水しても破堤しない堤防強化を急ぐべきである。一方内水被害の予測される地域について、移転も含めた土地利用の誘導規制、建築物の耐水化など流域対応を積極的に進め、被害の軽減を図るべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-4	5.3.1	地域で守る（街づくり、地域整備）	淀川水系

●基礎原案（具体的な整備内容）

- ①土地利用の規制・誘導

氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

②建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

③流域内保水機能、貯留機能強化

○保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策（調整池、貯留施設、浸透施設）について検討を支援する。

○貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置等について検討を支援する。

○都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。

＜基礎原案への意見＞

早急に「地域で守る」部会について検討し、早期に設置する必要がある。

「地域で守る」を実現するには都市計画との連携が必要である。具体策として、①土地利用の規制・誘導、②建築物耐水化、③流域内保水機能・貯留機能強化が示され、とくに①を前面に打ち出したことを高く評価する。

また、都市近郊に残された農地・ため池・休耕田等については、下記事項について検討する必要がある。

・雨水浸透能力および貯留能力の精査

・現況の浸透・貯留能力を維持する方策

・流域全体の治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策

（例：家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備等）

なお、提言に示したように、長期的には下記事項も検討することが望ましい。

・「氾濫の制御」すなわち被害軽減のための氾濫箇所の設定

・「氾濫水の制御」すなわち連続構造物（道路や鉄道）を、二線堤あるいは輪中堤として利用することによる氾濫水封じ込めや拡大の遅延

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-4	5.3.1	地域で守る（街づくり、地域整備）	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容）

①土地利用の規制・誘導

氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

②建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

③流域内保水機能、貯留機能強化

○保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策（調整池、貯留施設、浸透施設）について、自治体の検討を支援する。

○貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。

○都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（細川委員）

保水機能の保全では、森林や水田を積極的な保全策を河川管理者、流域自治体流域の住民、地権者等も交えて検討しその検討結果の実行を行い実行組織の立ち上げ・活動支援など実行性の高いものとする。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-14-1	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点:戸ノ内)
●基礎案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施) 約200m			
<基礎案への意見> <猪名川部会> (畑 委員) ① 今回の堤防補強箇所14-1～10は昭和35.8月洪水実績降雨で計算した流量による想定被害図を基に選定されているように思われるが、この計算での破堤条件と堤防補強工事の内容とが整合していないのではないか？ ②前者の計算での破堤は、堤防天端から余裕高を引いた水位を越えた場合に越水、溢水等で破堤に至るとしているとの説明があったと記憶するが、この計算条件に対応する堤防工事は、河床掘削や堤防嵩上げ等、洪水位を下げるための工事が該当する。 ③14-1～11の堤防補強工事では、川表側の勾配を緩くするため、取るべき対策方向とは逆に通水断面が小さくなり、洪水時に水位が上昇してむしろ越水の危険が高まることになる。 ④上の計算条件で破堤する箇所だけに注目して堤防の補強・浸透対策を行っても、猪名川全体の破堤の危険は防げないのではないか。この計算で破堤しなかった箇所でも、堤防補強・浸透対策をとるべき箇所は、ほかにも多々出てくる可能性がある。上の計算条件では、通水断面の不足箇所を探索したに過ぎないからである。 ⑤浸透対策を堤防補強の主要な方法とするなら、上の計算による破堤箇所の推定ではなく、浸透破壊の可能性のあるところを猪名川堤防全区間にわたって現地調査する必要がある。 ⑥もし、上のシミュレーション計算で、破堤した箇所から工事箇所を選定されたのであれば、工事すべき箇所の全面的な見直しが必要と考える。 (改善が必要な事項) 上述の考察を基にすれば、例えば14-1戸ノ内地区については川裏側には舗装道路があり堤防天端との高低差は他地区に比し大きくはなく、浸透破壊の可能性はそれだけ低いと考えられる。14-3岩屋地区も同様で、この場合ドレーンの位置はより低い位置にあるが、浸透路長が長く、破堤の危険は他地区に比し小さくなると考えられる。14-2田能地区や14-10瓦宮・食満地区のように高低差大きく、浸透路長が小さいといった箇所は他にもあると考えられ、そういう箇所の浸透対策を優先させなければ、猪名川全体の安全度を高めることができないのではないだろうか。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-14-1 ～14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川
●基礎原案(具体的な整備内容) 堤防詳細調査実施延長 (地区ごとに設定) (調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施)			
<基礎原案への意見> 治水-9に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-14-11	5.3.1	堤防補強	猪名川 (地点:善法寺)

●基礎案（具体的な整備内容）

堤防詳細調査実施延長
（調査の結果必要な箇所で堤防補強を実施） 約400m

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

（畚野委員）

緊急対策が必要な11区間のうち、当善法寺区間は、特に優先的に実施すべきものとして、「淀川堤防強化委員会」等からの提案を踏まえて予定通り平成16年度に実施できるよう努力いただきたい。「改善が必要な事項」－留意事項－①「淀川堤防強化委員会」の報告によれば、安全度照査結果にもとづきパイピング破壊および堤体侵食に対する補強工法を提案されているが、更に望むらくは越水に対する工法で現時点で可能なものがあれば視野に入れていただきたい。②環境調査結果も十分に反映した実施計画を立てていただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川

●基礎原案（具体的な整備内容）

（3）一連区間整備の完成等

④猪名川

川西、池田地区の築堤を継続実施する。

<基礎原案への意見>

これまで継続中の未整備事業であり、早急に整備する必要がある。

事業実施に際しては、下記事項に配慮する必要がある。

・横断方向の植生環境の回復

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川

●基礎案（具体的な整備内容）

川西、池田地区の築堤を継続実施する。

<基礎案への意見>

<猪名川部会>

（矢野委員）

①本年台風や前線の活発化により、相次いで洪水が発生し、破堤による浸水被害を引き起こし、おおくの生命を奪われ、家屋の流失、床上浸水等の被害が発生した。猪名川水系でも23号台風により、一部家屋の浸水や道路の冠水と侵食被害に見舞われた②猪名川水系では現在川西市の池田地区では合計850mに亘り左右両岸で無堤地区が存在し、高水位時に浸水のおそれがある。このため早急に築堤を実施する必要があると考えられるが、この場合も下流域の河川整備状況を留意しながら、築堤計画を策定する必要がある。なお、工事には用地の取得、地元住民や川西市との合意を得ることが不可欠であり、実際には長期の協議期間が必要となるおそれもある。なお、本年のような気象条件が今後継続するとすれば、住民の生命財産を守るためにも、優先順位を上げ堤防の補強工事を含め早急に計画を策定していく必要がある。

利水

【利水】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜基礎原案への意見＞ 「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。 利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。 まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜基礎案への意見＞ ＜猪名川部会＞ (細川委員) 各利水者が水需要の精査確認を始めたことは評価できる。しかし、計画中のダムに関わることであり、早急に結論を求めるべきである。また、予測の精度の点検も必要である。現在報告されているのは、ダム関連の水道事業のみであり、不十分である。猪名川の利水については農業用水が多く、さらに踏み込んだ水需要の精査が望まれる。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-

●基礎原案(具体的な整備内容)

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

- 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

- 大阪臨海工業用水道
- 大阪府営工業用水道
- 尼崎市営工業用水道

- 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。

＜基礎原案への意見＞

水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。

利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。

なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-

●基礎案(具体的な整備内容)

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

- 1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

- 大阪府営工業用水道
- 尼崎市営工業用水道

- 2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

(細川委員)

今後「渇水対策会議」による調整が進むことが期待されるが、工業用水道の用途間転用では不十分である。農業用水の水需要の精査して、許可水利化を進めるとともに、地域の水循環にも配慮して流域全体の水需要の管理を目ざすべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-

＜基礎原案への意見＞

「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。

渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	-
●基礎案（具体的な整備内容） 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。			
<基礎案への意見> <猪名川部会> （本多委員） 水需要抑制に基づく節水のPRについて PRを一時的なキャンペーンに終わらず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行い地域ですすでに取り組みされている自治体、NPOと連携して推進すること。河川レンジャーの課題とし流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを進める。			

利用

【利用】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）

●基礎原案（具体的な整備内容）

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境、地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

○設置単位

淀川本川
猪名川
宇治川
桂川
木津川下流
瀬田川
木津川上流
野洲川
草津川

<基礎原案への意見>

学識経験者および沿川自治体からなる「河川保全利用委員会（仮称）」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断するとしていることは概ね適切である。

占用権の一定期間ごとに見直しを行い、排他的独占の利用の制限に向け、現状を踏まえて公正な判断をする「河川保全利用委員会（仮称）」を設置することは概ね適切である。以下の点に配慮して行っていくことが重要である。

- ・同委員会では占用許可施設のみならず、それ以外の利用、例えば堤外民地、自由使用のグラウンドなどスポーツ施設などについても審議する必要がある。
- ・委員会の委員構成、住民意見聴取方法、審議の日程・内容・結果等に関する情報は公開する必要がある。
- ・委員会は、学識経験者と沿川自治体で構成されており、地域住民の参加方法については、「委員会において意見を取り集める方法とする」となっているが、利用者や沿川住民を構成員に入れる必要がある。
- ・ゴルフ場、公園等占用施設の新設および更新の許可にあたって、占用許可基準の変更、さらには河川敷利用縮小基準を検討する必要がある。
- ・利用希望の利害調整だけでなく、めざしている河川環境について利用者も含めた関係者全員の理解を深める場、「河川でなければならない利用」を促進・調整する場とすることが望ましい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会（仮称）	全河川（直轄管理区間）

●基礎案（具体的な整備内容）

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

○設置単位

淀川本川
猪名川
宇治川
桂川
木津川下流
瀬田川
木津川上流
野洲川
草津川

なお、必要に応じて、ブランドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全

＜基礎案への意見＞

＜猪名川部会＞

（細川委員）

「河川保全利用委員会」の運営に際し、意見書を踏まえ、実効性のある、即ち「河川でなければ利用出「来ない利用」を促進する方針を明確に実現するよう審議を進めるべきである。

高度に高水敷利用されている猪名川の現状から、利用率65%から、具体的な縮小目標を設定すべきである。また次の利用申請の更新時まで、代替地の確保を利用者に要請し、その努力も評価の対象とする。高水敷の利用は、治水上マイナスであることは明白であり、利用者は応分の負担を負うべきである。今後、利用者の負担も見直す必要がある。利用者自ら、運動公園を切り下げ、自然公園へ転嫁する場合は、負担の軽減も含め、評価すべきである。

（服部委員）

高水敷の利用に関して「河川保全利用委員会に意見を聴く」とあるが、猪名川の高水敷利用率 65%という特殊状況を考慮しないで、他河川と同様に委員会に意見を聴くという方針はまったくおかしい。少なくとも猪名川においては新設を認めないといった基本方針を示すべきである。猪名川の環境の保全・復元を考えても、高水敷をもとに戻すこと以外に他の方法はない。高水敷を縮小することは治水上も有効である。

②猪名川の特長性を考えて、第一段階として他の河川並の利用率（20%前後）に低下させる具体策が必要である。他の河川並の高水敷利用率となった時点で整備内容シートに示された方針が立案されると思われる。

③突然不許可にできないとしても、同じ都市公園であっても、運動場としての利用から低水敷となっても利用可能な淀川国営公園内の自然地区のような公園利用を検討すべきである。

維持

【維持管理】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系
●基礎原案(具体的な整備内容) 1) 堤防・護岸 ③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。			
<基礎原案への意見> 堤防等の除草は河川環境や住民の生活環境に配慮しながら継続実施する必要がある。 実施に際しては、以下の点に配慮されたい。 ・堤防植生のあるべき姿、望ましい植生、除草時期、除草目的について見直しを行い、除草に関するマニュアルを整備することが望ましい。 ・マニュアルの作成に際しては、堤防植生や除草に関して実績ある木津川下流や猪名川の事例を参照すること。例えば、除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに堤防や周囲の植生、生態系を考慮し、除草の時期を検討すること。 ・刈草の移動焼却車による処分、リサイクル化の検討・試行運用は推進すべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系
●基礎案(具体的な整備内容) 1) 堤防・護岸 ③堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草に当たっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。			
<基礎案への意見> 猪名川部会> (服部委員) ①梅雨期や台風期の前に除草を実施するのは堤防保全上望ましいことである。②堤防法面の保全や景観維持のために植生工は必要であり、植生が成立すれば植生維持・管理のための除草が必要である。堤防法面に適した植物群落とその群落を維持するのに必要な管理手法を示すべきである。③堤防法面の植生工として望ましい工法、望ましい目標植生、管理手法が必要と考えられる。			

ダム

【ダム】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-22	5.7.2	余野川ダム（猪名川総合開発事業）	余野川ダム
●今後の調査・検討内容 - 猪名川における狭窄部上流域の浸水被害の軽減を図るためにあらゆる対策案について効果、事業費、事業工程、周辺自然環境及び社会環境に及ぼす影響の検討を行う。現在、対象としている対策案については、さらに詳細に調査・検討を行うとともに、その他、新たに考えられる案についても検討を行う。 - 余野川ダムの代替案について効果、事業費、事業工程、周辺自然環境及び社会環境に及ぼす影響の検討を行う。			
＜基礎原案への意見＞ 余野川ダムについては、具体的な調査・検討内容として示された事項、および以下に示す事項についての調査・検討を早急に実施して、可及的速やかに調査・検討結果を示す必要がある。 具体的な調査・検討内容として示された事項は概ね適切であるが、代替案について積極的に検討するとともに、さらに次の事項について調査・検討する必要がある。 「多田地区の浸水被害の軽減」の目標（既往最大規模の洪水）の妥当性および実現可能性はあるか。 - 支川に設置されており、集水面積が銀橋上流の流域面積の約 1/2 にあたる一庫ダムの治水機能強化による「多田地区の浸水被害の軽減」への効果 - 距離的に離れ、集水面積も異なる一庫ダムと余野川ダムの間で、同等の利水振替えができるか。 - 余野川ダムの集水面積の大きさを考慮した下流部の具体的な浸水被害軽減効果			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-22	5.7.2	余野川ダム（猪名川総合開発事業）	余野川ダム
●基礎案（具体的な整備内容） - 猪名川における狭窄部上流域の浸水被害の軽減を図るためにあらゆる対策案について効果、事業費、事業工程、周辺自然環境及び社会環境に及ぼす影響の検討を行う。現在、対象としている対策案については、さらに詳細に調査・検討を行うとともに、その他、新たに考えられる案についても検討を行う。 - 余野川ダムの代替案について効果、事業費、事業工程、周辺自然環境及び社会環境に及ぼす影響の検討を行う。			
＜基礎案への意見＞ ＜猪名川部会＞ 「余野川ダム（猪名川総合開発事業）①一庫ダムの予備放流」 （本多委員） 洪水期の予備放流はリスクがあり検討しない。非洪水期については、検討すること （細川委員） ①一庫ダムの操作規則を変更するだけで可能なので、今後に検討の余地を残すべきである。すなわち、大阪府の上水の利水容量を他の水源に移すだけでなく、兵庫県についても、多田浄水場の事業が進めば、県水への振替も可能になる。利水を農水のみによれば、操作は楽になるのではないか。 ②降雨予測の精度を上げる。 ③多田で取水している兵庫県の利水容量を県営水道へ振り替えることを検討。（事業の進捗を待って） 「余野川ダム（猪名川総合開発事業）②一庫ダム堆砂容量の活用案」 （本多委員） 貯砂ダムは、環境への影響が大きく、費用対効果が小さいため、実施すべきでない。現在のダムの堆砂容量の向こう 30 年間で使いきれない堆砂容量の活用を検討すること。 （細川委員） 既存のダムの寿命をできる限り伸ばすことが、今後重要である。そのため、堆砂容量の活用のための貯砂ダムは、効果としては軽微であり、計画では環境、景観への影響が懸念されるので、貯砂ダムの建設は賛成できない。その点を改善できるならば、貯砂ダムの検討は進めるべきである。今後、排砂の方法の改善も重要で			

ある。また空き容量の活用も、検討すべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）③一庫ダムの利水容量の振り替え案」

（細川委員）

①一庫ダムの利水容量を振り替えて、治水効果を高めることは、有効である。ただし、余野川ダムへの振り替えは、振り替え時の供給能力の同等性に問題があり、また大阪府営水道への振り替えも可能であるので、この振り替えをもってダム建設の理由にはできない。大阪府営水道への振り替えは、古江での取水が可能であり、運用での課題を検討し、進めるべきである。

「既設調整池の機能向上案」

（本多委員）

実施可能性調査を進め、治水効果をあげられる

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）④一庫ダムの嵩上げ案」

（本多委員）

実現可能な1. 2m・2mの嵩上げ案は、効果はあるが費用負担が大きい。大幅な費用軽減が可能であれば検討に値するが、現状の計画についての実施検討は行うべきでない。また現状のダムの余裕高の有効利用によるサーチャージャー水域の引き上げなども検討すること。道路の冠水・山林の冠水を容認する方策についても併せて検討すること。

（細川委員）

サーチャージ水位は、2メートルの余裕高があり、ゲート補強なしでも余裕高いっぱいまでの貯水は可能ではないか。

また、水没する道路は付け替えをせず通行止めにするなど、できうる限りソフト対応で実現を検討すべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑤分水路設置案」

（本多委員）

分水路は、費用が大きく一庫ダムの容量に限界があることから効果は限定的であり検討しない。

（細川委員）

分水路設置案は、本川の流量の低減を図るものであるが、その流入先は一庫ダムであり、まず一庫ダムの治水機能強化を優先すべきである。また分水路は、周辺の地域への影響が大きく、費用に見合う効果に疑問があり十分に検討すべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑥一庫ダム放流操作変更案」

（本多委員）

放流量、放流時間、放流開始時期など、さまざまな視点から放流操作を複数もち、ダムの空き状況、降雨状況に応じてさまざまな事態に対応できる操作を検討すること。また、猪名川の水量によっては、放流量を絞る操作も検討すること。

（細川委員）

一庫ダムには 650m^3 の放流能力があり、下流河川の流下能力の増大と合わせ、検討すべきである。多田地区の住民には、一庫ダムの放流操作に対する不信感があり、そういった住民感情への配慮も必要である。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑦既設調整池の機能向上案」

（本多委員）

実施可能なものは、速やかに選定・実施すること。

（細川委員）

実施可能性調査を進め、治水効果をあげられるものは実施すべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑧新たな遊水地案」

（本多委員）

田畑に周囲堤を築いての新たな遊水池は、環境に与える影響が大きく、費用も大きい。また農業従事者の理解が得にくく検討しない。他の方法による新たな遊水池についてさらに検討する。

（細川委員）

新たな遊水地案は、地権者との合意・費用など課題が多い。しかし、農地の維持は、流域の貯留能力の確保に不可欠であり、地権者の高齢化による耕作放棄、後継者不在のための売却などを、防ぐための対策を検討すべきである。また、狭窄部上流だけでなく、下流域においても貯留機能を維持するための対策を進める必要がある。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑨森林保水機能案」

（本多委員）

森林保水機能案による代替案は、対象としないとの判断は妥当であるが、現在の森林保水機能は、有効に働いており現状を維持することは、重要である。現状の森林面積と保水機能を維持するためにその維持・保全策の検討を行うべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑩⑬水田の活用案およびため池の活用案」

（本多委員）

水田、ため池のかさ上げは、環境および農作業に影響が大きく、関係者の理解が得にくいので検討しない。しかし現状の水田、ため池の貯水効果は大きく維持することが重要である。現状の水田、ため池の保水機能を維持するためにその維持・保全策の検討を行うべきである。また、将来狭窄部を改良するような状況になった場合、下流の保水機能維持による負荷軽減策として下流域の水田、ため池の維持についても検討する。（水田がなくなるとため池もなくなるため逆効果が推進される。）

（細川委員）

①ため池の堤防のかさ上げは、水利権者との調整が可能であれば、検討を進めるべきである。今後農地の減少により、ため池が機能を失い、減少することも懸念されるので維持するための対策を急ぐべきである。

②水田の活用案で、畦のかさ上げは、農作業に支障をきたし、地権者の理解を得ることに困難が予想される。かさ上げを行わず、堰板による貯留能力の強化を検討すべきである。今後、地権者の高齢化による耕作放棄、後継者の不在による売却などが予想され水田の貯留能力の維持のための対策を急ぐ必要がある。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑪家屋の浸水対策」

（本多委員）

引き続き検討するとともに、各自の改築の際には対応が進むように普及策も検討する。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑫⑮透水性舗装案および雨水浸透枳設置案」

（本多委員）

代替案としては効果に疑問があるが、長期的に見て流域対応として取り組む必要がある。

（細川委員）

①透水性の高い舗装は、流域全体へ進めていくことが望ましい。ただし現在の技術には詰まりやすく効果が持続しにくい、費用が割高であるなどの問題があり、今後さらに効果の高い技術開発を進めるべきである。

②都市化の進んだ地域では、内水被害対策も重要であり、流域の貯留機能を向上するために個人でできる手段として検討を進める意義がある。行政にしても設置を促すため情報提供設置のための助成制度の検討をすべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑪家屋の浸水対策」

（細川委員）

浸水の危険度の高い地域においては、情報の開示を積極的に行い、工法の提案、改築、移転の際の補助の検討をすべきである。また、当該地域への宅地開発の規制、開発業者の自主的な対策（土地のかさ上げ、ピロティ方式）を促し最終的には、法的規制をめざすべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）⑭校庭貯留案」

（本多委員）

都市化が進み田畑や森林が少なくなる状況を考えると実施すべきである。ただし、費用や環境に与える影響を十分考慮すること。

（細川委員）

校庭貯留は、都市化の進んだ地域においては、効果は大きいと考えられ、検討を進めるべきである公園など公共の場所は普及させやすいので、流域対応を住民に浸透させる意味においても効果が期待できる。駐車場など、個人所有の場所においても、助成税制の優遇などを検討し普及を図るべきである。

「余野川ダム（猪名川総合開発事業）狭窄部開削の検討」

（本多委員）

狭窄部開削については、下流の堤防強化が進み浸透・浸食・越水対策ができるまで原則開削しない。当面、多田地区の浸水被害回避は、既往最大（ 35.08 ）では、治水の限界を超えており被害解消はできないことから、狭窄部開削が可能となるまで人命優先のソフト対策をいそぐべきである。